

## 令和5年度 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和5年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。

令和5年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和6年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和6年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和6年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

	道路名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
			令和4年度まで(B)	令和5年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
西日本高速道路	近畿自動車道名古屋神戸線 大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで新設事業	409,233	302,378	4,014	306,393	△ 102,839	・差額は、新名神(高槻～箕面)の残事業施工に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は茨木千提寺PA部の用地引渡しに要した費用。
	近畿自動車道松原那智勝浦線 和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで改築事業	128,276	40,477	4,838	45,316	△ 82,959	・差額は、阪和道(印南～南紀田辺)の整備に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、阪和道(御坊～印南)の残事業施工に要した費用。
	中国横断自動車道尾道松江線 雲南加茂スマートIC改築事業	3,385	3,190	121	3,311	△ 73	・差額は、工事数量の確定等による減。
	四国縦貫自動車道 東温スマートIC改築事業	3,108	0	2,918	2,918	△ 189	・差額は、残事業に要する費用。 ・令和5年度の債務引受額は、東温スマートICの整備に要した費用。
	一般国道478号(京都縦貫自動車道) 京都府船井郡丹波町須知から京都府宮津市宮村まで新設事業	27,809	0	27,787	27,787	△ 21	・差額は、一般管理費の確定等による減。
	中央自動車道西宮線等 令和5年度修繕事業	522,756	—	173,318	173,318	△ 349,437	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用
	中央自動車道西宮線等 災害復旧事業	125,458	87,183	1,441	88,624	△ 36,833	・差額は、次年度以降の災害対応に要する費用。
	中央自動車道西宮線等 令和5年度特定更新等工事	309,546	—	77,372	77,372	△ 232,173	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。

注1) 令和5年度に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、灰色着色行は、令和5年度に完了している新設・改築事業である。

注2) 端数処理の関係上、計が合わないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和5年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和4年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和5年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和4年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。